

移送費

疾病・傷病により移動困難でかつ緊急時に、やむをえないと保険者が認めた次のような場合について、最も経済的な通常の経路及び方法により移送されたとき、要した費用を支給します。

- (1) 患者を診察した医師の指示に基づいての移送で、医療機関に収容するとき
- (2) バスや電車、通常の交通手段によっては不可能な場合、寝台付き車での移送が行われたとき

対象となる費用

- ・バス、電車の運賃
- ・運転手などを雇った場合の手当や賃金
- ・医師や看護師の付添を必要とした場合はその旅費、宿泊費、日当など

申請手続

- ①移送承認申請書
- ②移送費支給申請書
- ③医師の診断書と意見書
- ④領収書（公共の交通機関を利用した場合は必要なし）